

足立区長定例記者会見

平成26年6月3日(火) 午後2時00分~ 足立区役所 南館8階 特別応接室

《次第》

1			区民を守る 「進む無接道家屋の建替え促進に取り組みます・・・ 1
2	子ど 通学	もた! 路に	ちを見守る新たな目 こも防犯カメラを設置します・・・・・・・・ 6
3	外部	3化の	取り組み状況をお知らせします・・・・・・ 8
4	今も ま <i>ち</i>	残る うが美	美しい江戸商家で「ご披露」を再現 雲術館~千住出張博物館 開催・・・・・・・・1€
5	そ	の	他
6	質		经

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816





 定
 例
 記
 者
 会
 見
 資
 料

 平
 成
 2
 6
 年
 6
 月
 3
 日

 建
 築
 室
 建
 築
 調
 整
 課

 田中課長(3
 8
 8
 0
 5
 9
 4
 5

危険から区民を守る 老朽化が進む無接道家屋の建替え促進に取り組みます

足立区は、建物の老朽化が原因で起こる倒壊事故や、犯罪、火災から区民を守るため、平成23年度から条例を設置し、老朽家屋対策の取り組みをすすめています。しかし、家屋を解体除却した場合には、土地の固定資産税の減免が適用されないことから、建替えが困難な無接道敷地については、解体除却に関して所有者の同意を得ることが難しく、現在も、老朽家屋2,133件のうち、約200件の無接道家屋が存在しています。

今回、区が新たに整備した建築基準法第43条但し書きの基準を適用することで、 これまで救済が困難であった無接道家屋の解体や建替えを促進し、安全なまちづく りをさらに進めていきます。

1 無接道家屋

建築物を建てるには、建築基準法で定める道路に建築敷地が2m以上接していなければなりません。この要件を満たさない敷地に現在建っている建築物(無接道家屋等)は、建替更新できないため将来の老朽化が懸念されます。

無接道家屋イメージ 建築基準法上の道路に2m以上接 建築基準法上の道路に接して 無接道 している。 いない。 家屋 建 無接道 無接道 家 屋 無接道 無接道 築 2 m以上 家屋 家屋 家屋 家屋 基 準 法 诵 路 上 無接道 無接道 無接道 家 屋 無接道 の 道 2 m以上 家屋 家屋 家屋 家屋 路

- 2 建築基準法第43条第1項但し書きに関する区独自の新基準整備へ
 - (1)無接道敷地に建つ建築物における改善更新手法検討調査

無接道敷地に建つ建築物における改善更新手法検討調査(平成25年度実施)



足立区内に点在する無接道家屋

7,963棟

従来基準で 建替え可能

1,614棟

全体の約20%程度・

(参考)

建築基準法第43条第1項 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。)に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。(以下略) 6,349棟



建替え(救済)範囲 拡大の必要性

従来基準では

建替え不可!。

法第43条但し書き許可の新基準

構造・階数・避難経路確保等といった建築 条件を付加させることで、必要現況幅員を 2.7m以上から1.2m以上に緩和。

街区プラン制度の実施

新基準の中でも特に狭隘な現況幅員 1.2 m以上 1.8 m未満の通路に接する建築物 に対しは、**街区単位での整備方針(街** 区プラン)を示し、建築設計を指導して いくことで許可可能。

新たに基準を整備することで,6,349棟のうち

4,847棟が建替え可能に



(2)種別を5段階に分類

種別	通路の幅員等	棟数	対応策	
А	細街路対象路線や区の管 理通路等に接する家屋	6 2 0	従来の一括許可同意基準を 適用する。	
В	幅員2.7m以上の通路等 に接する家屋	994	通路協定の締結を条件に、 従来の個別許可基準にて救 済が可能である。	
С	幅員1.8m以上2.7 m未満の通路等に接する 家屋	3,183	新基準の適用と、通路協定 の締結などを条件に救済を 可能とする	
D	幅員1.2m以上1.8 m未満の通路等に接する 家屋	1,664	区が示す街区プランに基づき、関係権利者による通路協定の状況を踏まえ、救済の適否を判断する。	
Е	幅員1.2m未満の通路等 に接する家屋	1,502	共同化建替えなど、面的な 整備推進を誘導する。	
	計	7,963		

1 , 6 1 4 棟 従来の基準で

建替え可能

4,847棟

幅員2.7 m未満でも新 基準で建替え が可能に!

(3)新基準の概要

対象家屋		主な許可条件
	ア	現況の通路中心から 2 m後退する
【種別C】	1	2 階建て以下の専用住宅に限る
幅員 1.8m以上 2.7	ウ	4 5 分準耐火建築物等または耐火建築物以上とする
m未満の通路等に	エ	壁・天井等は不燃材料で仕上げる
接する家屋	オ	行き止まり通路の奥敷地は、通路に接続する空地(幅員
		4m以上)を確保する
【種別D】	ア	現況の通路中心から1.35m後退する
幅員1.2m以上1.8	1	2 階建て以下の専用住宅に限る
m未満の通路等に	ウ	1 時間準耐火建築物または耐火建築物以上とする
接する家屋	エ	壁・天井等は不燃材料で仕上げる
都が公表した「地	オ	行き止まり通路の奥敷地は、通路に接続する空地(幅員
震に関する地域危		2.7m以上)を確保する
険度測定調査」にお	カ	建替えを条件とする
ける建物倒壊危険	+	隣接家屋と開口部を対面させない
度が高い特定地域	ク	隣接地等の権利者から通行承諾を得ることで、2 方向避
のみ適用。街区プラ		難路を確保する
ンの策定が必須。	ケ	隣地境界線からの外壁後退有効寸法は60cm以上

(4)区の基本方針と種別Dの特定地域と街区プラン

首都直下地震による建物倒壊から区民の命を守るため、従来の許可基準に加え、新たに整備した許可基準をもとに弾力的な制度運用に努め、地震時における死者0を目指した安全安心なまちづくりを推進する。

建築主は、建替えにあたり周辺環境の改善に貢献するよう努め、地区の 建物倒壊危険度や火災危険度、災害時活動困難度の低減を考慮した建築 計画を策定する。

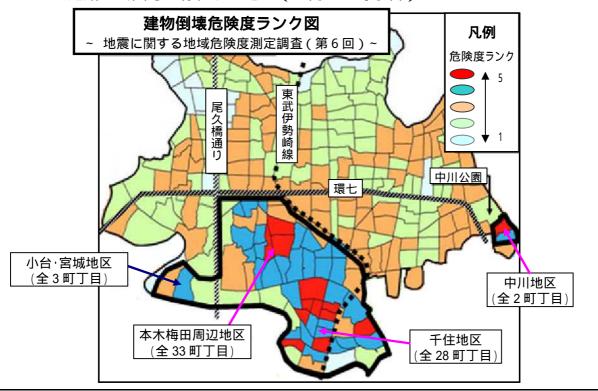
種別 C の救済は区内全域を対象とするが、種別 D については建物倒壊危険度の高い特定地域(建物倒壊危険度ランク図の黒線で囲まれた地域)を対象に、救済策の適用を図る。

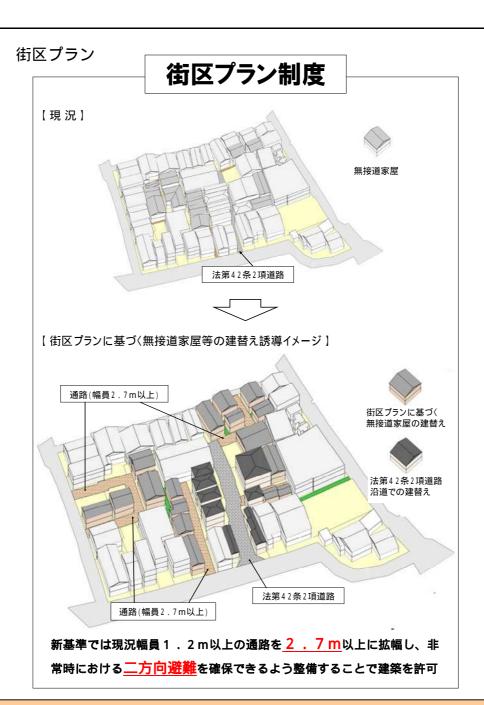
種別Dの救済にあたり区が街区プランを策定するが、その整備計画に基づき、市街地の安全性向上や環境改善に資する建築設計であることが許可の前提となる。

新たな制度運用の開始にあたり、区内建築関係団体等に対する説明会を 開催し、制度趣旨の周知とともに事業展開への協力を依頼することで、 地震に関する地域危険度の低減を目指す。

特定地域

- ・大地震発生時に建物が倒壊する危険性の高い「建物倒壊危険度ランク」4 以上の地区(区内45町丁目)
- ・「建物倒壊危険度ランク」4以上の地区の隣接地域で火災延焼阻止に有効な 道路・公園等が存在する地区(区内21町丁目)





今回補正予算額:建築物耐震化促進事業【19,860千円】

特定地域における街区プラン(通路網整備計画)の策定(18,360千円) 特定地域における無接道家屋改善に向け、街区プランの策定を行うための委託料 街区プランに基づく建替え計画における通路測量費の助成(1,500千円) 街区プラン実現に向け、通路現況を把握するための測量費の一部を区が助成 上限15万円 費用の2分の1

3 新基準の施行日 平成26年4月1日

【問合せ先】 建築室 建築調整課長 田中 靖夫 電話(3880)5945



 定
 例
 記
 者
 会
 見
 資
 料

 平
 成
 2
 6
 年
 6
 月
 3
 日

 危
 機
 管
 理
 室
 危
 機
 管
 理
 課

 伊藤課長(3880)
 880)
 5910

子どもたちを見守る新たな目 通学路にも防犯カメラを設置します

足立区の治安状況は、ここ数年大きく改善しています。その対策の柱の一つが、防犯 カメラの普及促進であり、1,000台以上の設置を進めてきました。

今回は、通学路に防犯カメラを設置し、安心・安全を高めます。通学路への設置は、 足立区地域における見守り活動支援事業補助及び区設置の街角防犯カメラと一体的に対 策を実施し同時発展が図れるよう、警察とも連携し実施いたします。

1.小学校通学路防犯カメラ設備設置(東京都通学路防犯設備補助事業申請中)

東京都が、区立小学校の通学路危険箇所に設置する防犯カメラの設置費用補助を 実施することから、地域と連携して行う児童の見守り活動の補完として、小学校の 通学路に防犯カメラを設置します。今年度は、モデル4校で実施します。

他の自治体に先駆けて6月補正で実施!!

今回補正予算額:7,600千円

設置台数:20台(1校あたり5台:4校で実施)

足立区は平成26年度から平成30年度までの5年間で全小学校に整備します。

2.その他の防犯カメラ

(1)町会・自治会防犯カメラの設置拡充

防犯カメラ設置に伴う地域の犯罪抑止、防犯力の向上及び防犯意識の高揚に大きな効果を発揮することから、設置の促進を図ってまいります。

申込期間:平成26年5月1日(木)から7月10日(木)





(2)ビュー坊カメラ(災害用定点カメラ)の活用

25年度に設置を開始したビュー坊カメラ(平成25年度:千住地域に10台設置)を災害時の情報収集として設置いたしますが、平常時には、防犯カメラとして有効に活用いたします。これにより、さらに安全性を向上いたします。

3. 防犯カメラの設置状況

足立区では、これまでに駅周辺の繁華街、都県境、共同住宅への補助、町会・自治会等への補助など、さまざまな対策により、平成25年度末現在の防犯カメラ設置台数は累計1,000台を突破いたしました。今後も取り組みをさらにすすめ、平成30年度末には1,670台を設置する予定です。

【街角防犯カメラ設置台数 (累計)】

	23 年度 以前	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度 補正	27~30年 度(予定)	合計
共同住宅	0	337	390	0	0	0	727
商店街	109	0	0	0	0	0	109
町会·自治会等	0	0	31	56	0	224	311
区設置	84	26	13	20	0	0	143
定点カメラ	0	0	10	30	0	0	40
通学路	0	0	0	0	<u>20</u>	320	340
合計	193	363	444	106	20	544	1,670
累計	193	556	1,000	1,106	1,126	<u>1,670</u>	

30年度末には ~ 1,670台!



【問合せ先】

総務部危機管理課長 伊藤 三津夫 電話(3880)5910



定 例 記 者 会 見 資 料 平 成 2 6 年 6 月 3 日 政 策 経 営 部 政 策 経 営 課 宮本課長(3880)5811

外部化の取組状況をお知らせします

足立区の少子高齢化は急激に進行しており、今後はさらに生産年齢人口が減少していくことが予想されています。福祉需要をはじめ、複雑かつ多様化する区民ニーズに対応していくためには、行政運営の効率化をさらに図っていく必要があります。

聖域を設けない積極的な外部化推進により、行政経費の削減を図るとともに、捻出した職員と財源について、少子高齢社会に伴う福祉施策等をはじめとした新たな行政 需要に活用していきます。

1 外部化の取組状況

(1)国民健康保険業務【契約期間:H26.4~H31.3】

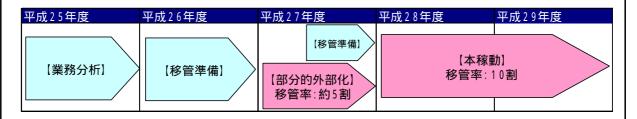
H24~25年度・・・・業務分析

H26年度・・・・・・外部化準備、スタッフ投入

H27年度・・・・・・対象業務の約5割を外部化

H28年度・・・・・・対象業務のすべてを外部化

¹ 定数約8~9割 √ を削減予定!



(2)会計管理業務【契約期間:H26.6~H30.9】

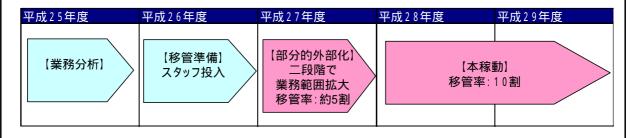
H25年度・・・・・・業務分析

H26年度・・・・・・外部化準備、スタッフ投入

H27年度・・・・・・対象業務の約5割を外部化

H28年度・・・・・・対象業務のすべてを外部化

✓ 定数約5割を ✓ 削減予定!



(3)介護保険業務【契約期間:H26.4~H31.3】

H25年度・・・・・・業務分析

H26年度・・・・・・外部化対象拡大

H27~28年度・・・・対象業務の約4割を外部化

H29年度・・・・・・本格的外部化

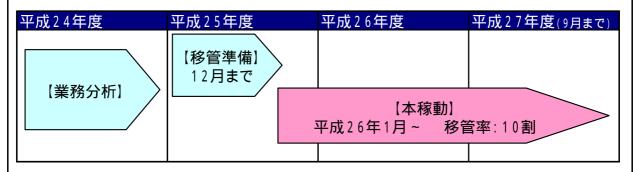
」 定数約 5 ~ 6 割 _→ を削減予定!

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【業務分析】	【外部化 対象拡大】 移管率:約2割	【外部化の範囲 移管率: Á		[本稼動] 移管率:10割

(4) 戸籍住民課【契約期間:H26.1~H27.9】

H24年度・・・・・・業務分析

H25年度・・・・・・H26.1.6より窓口業務を外部化



(5)コスト効果

最終段階では、4業務で年間1億円を超えるコスト削減となる予定です。

(6)今後の予定について

税の補助業務、児童手当支給業務などの外部化を検討しております。

2 個人情報保護の強化

- (1)プライバシーマーク、ISO等の情報セキュリティに係る公的認証は必須
- (2)従事者へのセキュリティ研修の実施や守秘義務誓約書提出の義務付け
- (3)情報端末のパスワードによる利用制限と利用履歴の自動記録(入力業務の場合)
- (4)私物の持込。特に電子媒体の職場持込を禁止
- (5)足立区特定委託業務調査委員会の設置
 - ・個人情報の適正取扱について、区長が指定する事項を調査・審議し、第三者 の視点で厳しくチェック
 - ・弁護士、社会保険労務士などで構成
 - ・ 本日、6月3日に第1回委員会を開催

【問合せ先】

政策経営部 政策経営課長 宮本 博之 電話(3880)5811



定 例 記 者 会 見 資 料 平 成 2 6 年 6 月 3 日 地域のちから推進部地域文化課松野課長(3880)5 985

今も残る美しい江戸商家で「ご披露」を再現まちが美術館~千住出張博物館 開催

区制80周年記念事業の文化遺産調査を契機に、明治時代から戦前にかけて「大千住(おおせんじゅ)」と呼ばれた千住の繁栄ぶりが明らかになってきました。

当時は祭礼時に、商家が店先に自慢の美術品を飾り、お客をおもてなしする「ご披露」がおこなわれていました。今回開催する「千住出張博物館」では、通常は非

公開の商家にご協力いただき、現存する商家の店先 に美術品を展示し、「ご披露」を再現します。



古写真 大正7(1917)年 「祭りの賑ひ」



古写真 大正 7(1917)年 祭礼時の屏風披露

- **1 日 時** 平成26年6月14日(土)午前10時~午後3時
- 2 会場構成

会場その1 横山家住宅 元地漉紙問屋「松屋」

(足立区千住 4-28-1)

万延元(1860)年建築の地漉紙問屋です。典型的な問屋建築ですが、現在、江戸時代の商家建築は足立区内ではここのみになりました。



会場その2 下村家住宅 元地漉紙問屋「木屋」

(足立区千住5-19-11)

大正時代に改修した地漉紙問屋です。以前からあった(年代 不明)の建物を関東大震災後に改修した近代の商家建築です。



3 出展資料 出展資料は会場の状況等で変更となる場合もあります。

会場その1 横山家住宅

作品 1 谷文晁「富嶽図」

紙本墨画・伊孚九書「高仰」軸装1点

文晁による南画風の席画(即席画)に来訪清人・伊孚九の書を合わせ軸。 表装時に書を賛に見立てて軸装した作品。 (横山家蔵)

作品 2 「花見節供・近江二図 貼交屏風」(二曲一隻)

江戸中期成立の小型の「花見節供図」を上部に、下部に三代歌川広重による近江の絵(石山下図、近江蚊帳図)を合わせ表装された作品。

(横山家蔵)

作品 3 三代歌川豊国・二代歌川国久 「江戸名所百人美女 千住」(大判錦絵) 1点

三代豊国の美人画に二代国久のコマ絵を配した揃い物の一つ。美人は飯盛女、コマ絵は飯盛旅籠らしく描かれている。 (博物館蔵)







会場その2 下村家住宅

作品 4 堅山南風落款「舟航図」絹本着色 軸装 1 点

川舟と船頭を描く。昭和の画家竪山南風の作品と評される。

(下村家蔵)





作品 5 谷文晁「赤壁の図」絹本着色 軸装 1 点

三国志の舞台として知られる赤壁を描いた作品。

(博物館蔵)

作品 6 長谷川雪鱼「光茶鎌」図 (「江戸名所図会」所収)

千住五丁目にあった「松風庵」(茶店)の様子を描いた挿絵。将軍吉宗 ゆかりの店として知られていたことが記されている。 (博物館蔵)



同時開催 | 千住いえまち まち歩き

(千住いえまちプロジェクト主催)

千住の歴史的建造物に注目したまち歩きを実施します。(事前申込制)

【問合せ先】

地域のちから推進部 地域文化課長 松野 美幸 電話(3880)5985